

鹿屋市余裕期間を設定した建設工事契約試行要領

(目的)

第1条 この要領は、鹿屋市が発注する建設工事の契約において、工期の始期日の前に建設資材の調達及び労働力確保のための期間（以下「余裕期間」という。）を設定することにより、建設工事の受注者の施工体制及び技術者の計画的な確保を促し、もって労働力及び資機材の効率的活用並びに労働者の処遇改善に資することを目的とする。

(対象となる建設工事の選定)

第2条 余裕期間の設定の対象となる建設工事は、受注者が工事開始日を選択できるようにすることが有益と認められる建設工事とし、次の各号のいずれにも該当しない建設工事の中から工事発注課が選定するものとする。

- (1) 関係機関又は関連工事との調整、出水期等により着手時期が限定される工事
- (2) 応急工事など緊急を要する工事

(余裕期間の日数等)

第3条 余裕期間は、契約締結日から起算して90日以内とする。

2 余裕期間を設定する建設工事（以下「余裕期間設定工事」という。）の入札に当たっては、執行伺書に「余裕期間設定対象工事」と記載し、決裁を得るものとする。

3 余裕期間設定工事の入札に当たっては、入札特記仕様書に必要事項を記載しなければならない。

(工事開始日の指定)

第4条 余裕期間設定工事の入札の落札者は、余裕期間内の任意の日を工事を開始する日（以下「工事開始日」という。）として指定し、鹿屋市契約規則（平成18年鹿屋市規則第61号）第20条第1項又は第2項に規定する日までに工事開始日通知書（別記第1号様式）により市長に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定による通知があったときは、当該通知に基づく工事開始日を工期の始期日とした契約を締結しなければならない。

(手続の特例)

第5条 余裕期間設定工事の入札の落札者が行う手続の特例については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 現場代理人等選任通知書については、工事開始日に提出するものとする。
- (2) コリンズ（CORINS）への登録については、工事開始日から10日（休日を除く。）以内とする。

(工期の設定)

第6条 工期の始期日から終期日までの期間は、発注者が定める工事期間を確保することを原則とする。

(契約保証の期間)

第7条 鹿屋市建設工事請負工事契約約款（平成18年鹿屋市告示第8号）第5条に規定する契約の保証期間は、契約締結日から工期の終期日までとする。

(前払金の取扱い)

第8条 受注者（余裕期間設定工事の契約の相手方をいう。以下同じ。）は、工事開始日前に前払金（鹿屋市建設工事請負工事契約約款（平成18年鹿屋市告示第8号）第30条に規定する

前払金をいう。)を請求することができない。

(余裕期間の取扱い)

第9条 余裕期間設定工事における余裕期間内の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 主任(監理)技術者又は現場代理人の配置は要しない。
- (2) 建設資材等の搬入及び現場事務所、仮設物の設置等の準備工事を含む工事に着手してはならない。
- (3) 受注者が工事開始日を指定したことにより新たに生じた費用については、全て受注者の負担とする。
- (4) 余裕期間設定工事を行う箇所の管理は、市長が行う。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年1月11日から施行する。

附 則 (令和3年9月29日)

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

工事開始日通知書

（余裕期間設定対象工事）

年 月 日

鹿屋市長 様

（請負者）
住 所
商号又は 名称
代表者職・氏名

印

次の工事について、工事開始日を定めましたので通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 開 始 日	

注1 本通知書は、契約書案の提出期限内（落札決定通知の翌日から起算して7日以内）に提出すること。

2 契約書案の工期の始期日は、本通知書の工事開始日を記載すること。